

文部科学省における キャリア教育・職業教育の取組について

平成26年12月5日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

キャリア教育・職業教育の現状

**キャリア教育：社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、
キャリア※発達を促す教育**

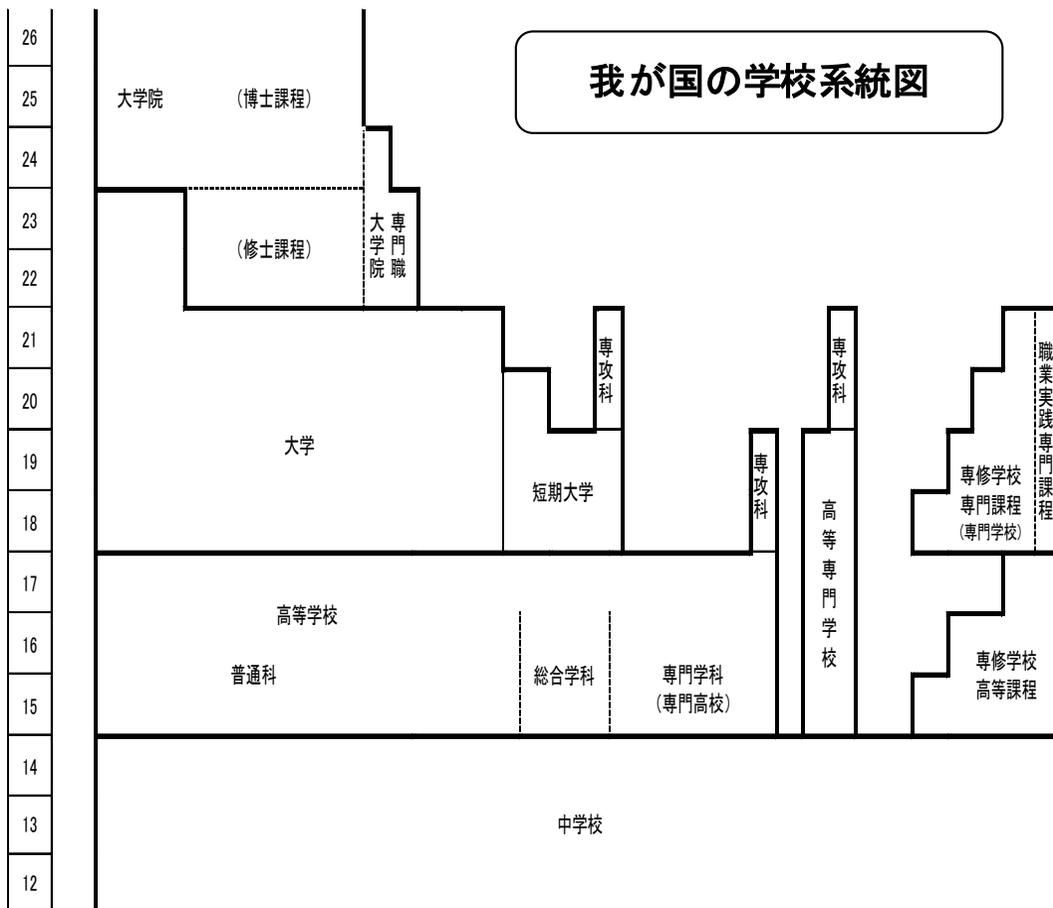
(※キャリア・・・人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね)

職業教育：一定又は特定の職業に従事するために必要な知識・技能、能力や態度を育てる教育

キャリア教育

○初等中等教育から高等教育まで、
発達の段階に応じ
体系的に実施

○学校における教
育活動全体を通じ、
基礎的・汎用的能
力を中心に育成



職業教育

○専門高校、高等専
門学校、短期大学、
大学、専門職大学
院、専門学校など、
それぞれの学校の
機能に応じて実施

キャリア教育・職業教育に関する施策の概要

キャリア教育の課題

- 進路意識や目的意識が希薄なまま進学する傾向
- 勤労観・職業観の形成等に効果的であるインターンシップについては、学校単位の実施率は増加しているが、参加人数の増加に課題

キャリア教育の方向性

- キャリア教育の推進には、各学校段階にわたる体系的・系統的な実践とともに、地域・社会や産業界との連携が不可欠
- 学校と地域・社会や産業界との連携の取組として、職場体験・インターンシップの更なる充実

キャリア教育の主な取組

- 地域において学校等の教育機関・産業界・NPO・地方自治体が参画する地域キャリア教育支援協議会の設置促進
- 大学等が地域の産業界やNPO等と連携して行うインターンシップの取組の拡大を支援
- 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について中央教育審議会に諮問(平成26年11月20日)
⇒ 社会とのつながりをより意識した体験的な活動等を充実させていくために、学習指導要領等において学習・指導方法をどのように教育内容と関連付けて示していくべきかなどの検討を進める予定

など

職業教育の課題

- 産業構造の変化やグローバル化等に対応した、専門的な知識・技術・技能を習得する必要性の増大
- 企業の教育・訓練の取組が縮小傾向にある中、学校における職業教育の役割を再評価する必要

職業教育の方向性

- 産学官の連携強化による実践的な職業教育の充実
- 職業教育の質保証・向上

職業教育の主な取組

- 専修学校、大学等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、協働して学習システム等を構築する成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進
- 企業等と連携・協力し、高度な知識・技能を身につけた専門的職業人を育成するスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定
- 高等専門学校における地域の産業界と連携した共同教育の充実、企業人材の積極的活用によるものづくり技術者養成の取組
- 文部科学大臣が認定する職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

など

専門職大学院制度の現状等について

【背景・課題】

- 社会的・国際的に活躍できる高度な専門性を有する職業人を養成すべきとのニーズに応えるため、研究センターではなく、職業分野の特性に応じ、事例研究・実地調査・討論等多様な教育手法を通じて、理論と実務を架橋した高度で実践的な教育を行う大学院として、**平成15年度に『専門職大学院制度』**を新たに創設

※ 平成26年5月現在、専門職大学院は、法科大学院や教職大学院に加え、ビジネス・MOT、会計、知的財産等を中心に175専攻、学生18,776人(うち、社会人学生8,037人)

- 現在、更に経済や社会構造が大きく変化し続けており、産業界などからのニーズに的確に応じて高度専門職業人を養成するため、**新たな教育プログラムや仕組みの見直しに取り組むことが急務**

【今後の方向性】

- 既に社会において高度なグローバル力・イノベーション力を身に付けたハイレベル人材が、激しく変化する産業構造やグローバル化の動向等に的確に対応できるよう、**更に高度な技術や知識を修得を目指す「学び直し」**が必要
- 専門職大学院の更なる教育の質の向上を図るため、産業界等の現場の要望を踏まえた**新しい教育プログラムの開発・提供や認証評価の充実など**の見直し・改善が必要

◀ 現在の取組 ▶

➤ 現在、専門職大学院については、主に以下に掲げる取組を推進

- ・ 社会人のキャリアアップに必要な**高度かつ専門的な知識・技術・技能を身に付けるための大学院プログラムの構築、普及**を促進
(平成26年度14件を採択、うち5件で専門職大学院が参画)
- ・ 本年度から、厚生労働省において**拡充された教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練**に関し、文部科学省から全ての専門職大学院に対し、社会人学び直しの機会拡大に寄与するため、**積極的に活用するよう周知・依頼** (本年6月、10月に通知済)
- ・ また、法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院に関し、入学定員削減などの**組織見直しや教育の質の向上など様々な改善に随時取り組む**とともに、**政府全体においても法曹養成制度全体の検討**を実施中 (政府全体の検討は来年7月を目途に実施)

➤ 更に、中教審大学院部会において、専門職大学院の質の向上も含めた今後の大学院教育の在り方について審議中(来年夏頃を目途に答申予定)

社会人の学び直しに関する取組

課題

- 産業構造転換により、職種転換を円滑に進めるために新たな技術や知識を身に付ける学び直しが必要
- 我が国の経済成長を支えるため、学び直しにより個々人の能力を向上させ、労働生産性を高める必要
- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に対応するため、若者・女性・高齢者の一層の活躍に資する学び直しが必要

方向性

- KPI：5年間で大学・専門学校での社会人受講者数を倍増(12万人→24万人)
- 学び直しをする上での3つの課題(①カリキュラムの充実、②費用負担、③仕事の忙しさ(時間))に対応

「学び直しをする上での問題」について 費用負担が大きい 49.3%、仕事が忙しい 15.1%、カリキュラムが充実していない 13.7%
(出典：内閣府「若者・女性の活躍推進に関するアンケート調査」(H24))

主な取組

人材ニーズに対応する カリキュラムの充実

- **産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実施の推進**
 - ・専門学校や大学等における各地域の人材ニーズに対応した実践的な職業教育プログラム
 - ・社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身に付けるための大学院プログラム
 - ・女性も学びやすい形での、職場復帰や再就職等を支援するカリキュラム 等
- **専修学校における「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定**
 - ・専修学校の専門課程において、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身に付けられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定し、奨励
 - ・認定数：470校、1,365学科(平成26年8月末時点)

経済的支援の充実

- **奨学金制度の弾力的運用の実施**
 - ・無利子奨学金について同学種(例：学部→学部)間での再貸与の制限を緩和(平成26年度～)
- **教育訓練給付金制度(厚生労働省)との連携**
 - ※専門職大学院・専門学校(職業実践専門課程)等を対象とした「専門実践教育訓練」の指定(平成26年10月～)
 - ・専門職学位課程(大学院)：29講座
 - ・職業実践専門課程(専門学校)：384講座
 - ・業務独占・名称独占資格(専門学校、短大等)：450講座

学びやすい環境の整備

- **大学における社会人受け入れの推進**
 - ・長期履修活用者数：3,406人(H24)
 - ・科目等履修生：12,860人(H24)
 - ・履修証明プログラムの受講者数：4,084人(H24)
 - ・社会人を対象としたコースを開設：269研究科(H24)
 - ・社会人入試の実施：552大学1,278学部(H26)461研究科(H24)
 - ・2年未満の短期在学コースの開設：94研究科(H24)
 - ・通信教育を行う大学数(学部)：(H12)20校→(H26)45校
- **放送大学の機能強化**
 - ・放送授業科目のインターネット配信の実施
 - ・放送大学における資格関連科目の充実 など
- **大学等における保育環境の整備**

実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化について

教育再生実行会議第五次提言

社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

既存の学校種での課題

既存の各学校種でも職業教育については、各学校種の目的や特性等から、以下のような課題が指摘されている。

大学・短期大学

大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない。

高等専門学校

中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない。

専門学校

教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない。

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」

- 文部科学省「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（平成26年10月7日から開催）において、実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化に向けて検討中。来年3月を目途に取りまとめ予定。

＜これまでの議論で指摘された主な論点＞

- (1) 新たな高等教育機関の教育内容等に関すること
(職業専門知識のほか教養教育等の扱い、実践的な演習(PBL)やインターンシップ等)
- (2) 企業等との連携による、実践的な職業教育としての質の確保等に関すること
(実務家教員の在り方、教育課程の編成・教員研修・学校評価における企業等の参画の在り方等)
- (3) 高等教育機関としての教育の質の確保に関すること (設置基準(教員資格、校地・校舎等)・評価の在り方、学位・称号の位置付け等)
- (4) 新たな高等教育機関の位置付けに関すること (高等教育全体の中での位置付け、修業年限、卒業要件、入学資格等)
- (5) 社会人を含む学生のニーズへの対応等に関すること (専門高校との接続、社会人でも学びやすい環境確保等) 等

教育再生実行会議

(平成25年1月15日閣議決定)

構成員…内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣兼教育再生担当大臣、

有識者(16名)、オブザーバー

座長…鎌田薫(早稲田大学総長)

副座長…佃和夫(三菱重工業株式会社相談役)

第1分科会

これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新

主査：佃和夫(三菱重工業株式会社相談役)

第2分科会

生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方

- 1.生涯現役・全員参加型社会の実現のための教育の在り方(抄)
 - ・社会人の学び直しの質・量をいかに充実するか。特に、学び直しプログラムの充実、企業の支援、費用負担等の課題を克服し、「大学=18歳入学」という日本型モデルを打破する方策をどのように実行につなげていくか。
 - ・女性の再就職支援など、社会の様々な分野において女性の活躍を支援するための教育の在り方はどのようにあるべきか。地方公共団体、大学、企業等の連携をどのように進めるべきか。
- 2.地方創生のエンジンとなる教育の在り方(抄)
 - ・地域における産業・雇用の創出、人材の育成機会の確保・強化、中小企業におけるグローバル化対応やイノベーションへの支援、地域外との交流拡大など、地域の拠点となる大学等の機能強化をいかに図るべきか。 など

主査：貝ノ瀬滋(政策研究大学院大学客員教授,三鷹市教育委員会教育委員・前委員長)

第3分科会

教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方

主査：鎌田薫(早稲田大学総長)

参考資料

キャリア教育に関する取組

- ・将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 1
- ・インターンシップ等を通じた教育強化 2
- ・地域におけるキャリア教育を支援する協議会の事例 3
- ・インターンシップ・体験活動の事例 4

職業教育に関する取組

- ・成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 5
- ・専門高校における取組 6
- ・スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH) 7
- ・高等専門学校における取組 8
- ・専修学校における取組 9
- ・「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について 10
- ・専門職大学院制度の概要 11
- ・専門職大学院における各分野の状況 12
- ・専門職大学院制度と一般の修士制度の比較 13

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業

(初等中等教育段階)

目的

平成27年度概算要求額 88百万円(前年度予算額 52百万円)(別に「学校を核とした地域力強化プラン」の一部として 127百万円 を概算要求)

児童一人一人の社会的・職業的自立に向け、キャリア教育のより一層の充実が求められている中で、初等中等教育段階におけるキャリア教育の課題について、キャリア教育の中核的な時間の在り方及びその時間における指導方法を検討していく必要がある。

取組

1. キャリア教育に係る中核的な時間の在り方に関する研究

高等学校の教育課程におけるキャリア教育の位置付けに関する検討の資料とするため、普通科の教育課程にキャリア教育に係る中核的な時間を明確に位置付け、試行的実践研究を行う。(20校)



2. キャリア教育の普及・啓発

○「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催と、「キャリア教育推進連携表彰」の実施

キャリア教育の意義を普及・啓発し、キャリア教育を軸とした社会連携の機運醸成を図るシンポジウム(経産省・厚労省と連携)を開催し、優れた取組について表彰する。



3. キャリア教育実施体制の構築

学校等の教育機関と産業界等との連携を促進することを目的として以下の取組を実施する。

学校と地域・社会や産業界との連携促進

○地域キャリア教育支援協議会設置促進事業(7ブロック14地域)

地域において学校等の教育機関・産業界・NPO・地方自治体が参画する「地域キャリア教育支援協議会」の設置を促進する。

○地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業(226人)

【学校を核とした地域力強化プランの一部】

地元就職につながるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労支援により、地域の活性化につなげる。

○子供と社会の架け橋となるポータルサイト整備事業

「学校側が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」のマッチングを図る「子供と社会の架け橋となるポータルサイト」の運用を行う。



進学・就労等、学校の実情に応じたキャリア教育体制整備の支援

○高大接続による高校から大学を見通したキャリア教育体制整備事業(5ブロック10地域)

高大連携の体制を整備し、高校生が大学の教育研究に触れる場を提供すること等を通じて、高校生が目的意識をもって進学先を選択できるキャリア教育を推進する。

○課題を抱える生徒の多い高校へのキャリア教育支援事業(5ブロック10地域)

学習や生活に課題を抱えている生徒の多い高校において、教育委員会を交えた高校と福祉部局、労働部局との連携により、中退等防止の観点も含め、子供たち一人一人の社会的自立を目指す。



インターンシップ等を通じた教育強化

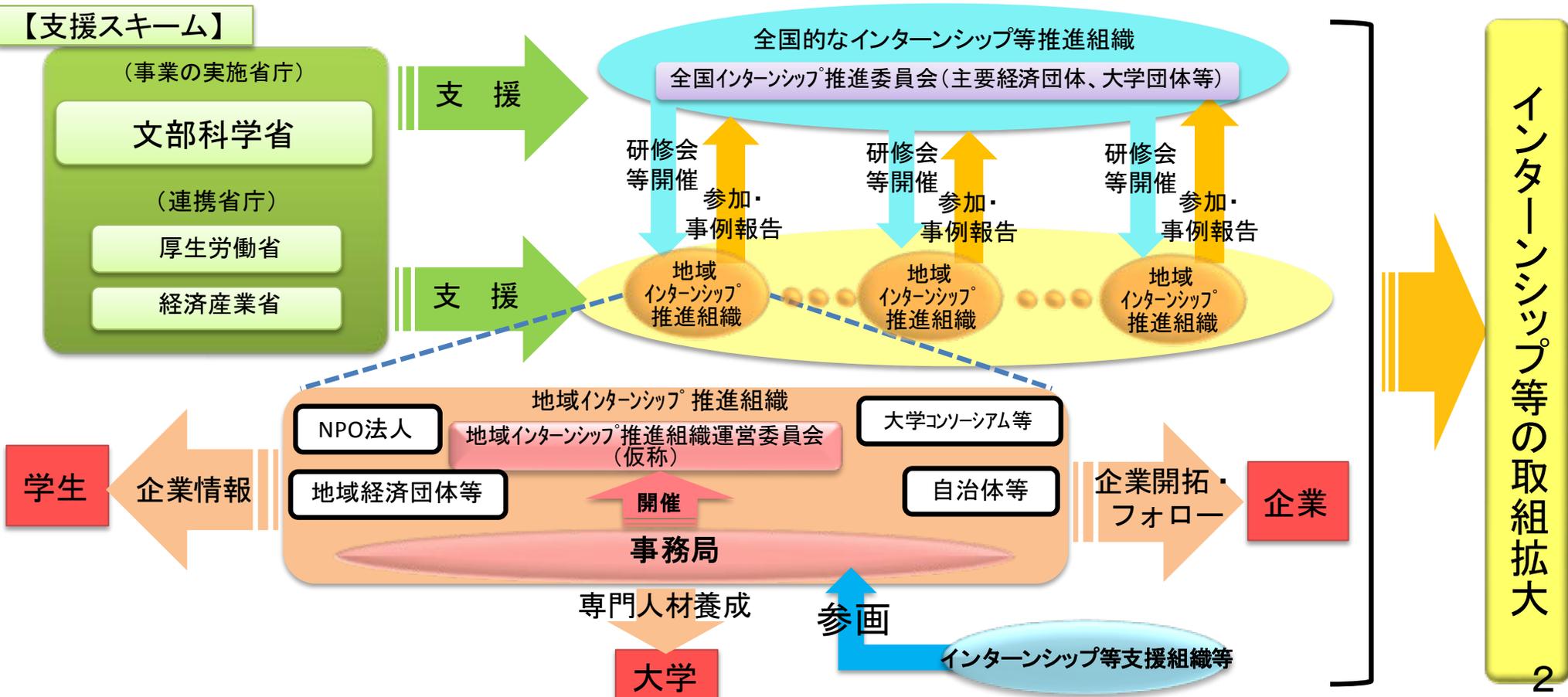
(高等教育段階)

平成27年度概算要求額 1.4億円(平成26年度予算額1.5億円)

【概要】

- 「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を整備。
- 地域でインターンシップ等を推進する組織・団体等と連携の下、各大学グループのインターンシップの取組の拡大を支援することを通じ、地域全体へのインターンシップ等を普及・定着を図る。
- これらにより、大学等におけるキャリア教育の充実を推進し、平成27年度以降の卒業予定者に対する就職・採用活動時期の後ろ倒しへの円滑な移行を目指す。

【支援スキーム】



地域におけるキャリア教育を支援する協議会の事例

県単位でキャリア教育を支援する仕組みを構築

兵庫県「トライやるウィーク」

- ねらい：
地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけることができるよう支援する
- 実施対象：
県内公立中学校、特別支援学校中等部・中等教育学校2年生全員
※平成24年度実績：366校 49, 514名 15年間：のべ757, 428名
- 実施時期：
6月または11月を中心とした1週間
※6月を中心に実施：64. 2% 11月を中心に実施35, 8%
- 実施内容：
・職場体験活動 ・農林水産活動 ・文化・芸術創作体験活動
・ボランティア・福祉体験活動 等の社会体験活動
- 活動場所数：
平成24年度実績：17, 312ヶ所（生徒2, 9名に1ヶ所）
※15年間：のべ242, 396ヶ所
- 指導ボランティア数：
平成24年度実績22, 855名（生徒2, 2名につき1名）
※15年間：のべ322, 865名

○推進体制

兵庫県「トライやる・ウィーク」推進協議会

知事、教育長その他、経営者協会
漁業・農業・森林組合等受入協力
51団体代表で構成（年1回開催）

市町「トライやる・ウィーク」推進協議会

教育長、連合PTA、校園長、教職員
受入協力団体等で構成
（年2回程度開催）

校区推進委員会

学校長、PTA、地域団体代表
指導ボランティア代表等で構成
（適宜開催）

インターンシップ・体験活動の事例

普通科において将来を見据えたキャリア教育に取り組む高等学校

にらやま
静岡県立韮山高等学校

- ほぼ100%の生徒が四年制大学に進学し、うち約半数が国公立大学に進学する進学校として、キャリア教育を実践。
- 高校生活の意義と自分の未来を「つなげる」ことを目指し、**キャリア教育の中心にインターンシップなどの体験活動を位置付け、職業観の育成や、学習意欲の向上、進路意識の向上を図っている。**

<取組の例>

○1年次

- ・**職業レクチャー**：各界で活躍する卒業生を講師として、仕事内容・自己実現・社会貢献などについて講話を聴く。
- ・**インターンシップ・ジョブインタビュー**：全員がインターンシップ又はジョブインタビューのいずれかを体験。主なインターンシップ先は、研究所、病院、銀行、放送局、広告代理店、司法書士事務所などであり、地域からの協力を得て実施。
- ・**キャリア教育学年発表会**：学年集会で生徒が自分のインターンシップ体験について発表。教員は、現代の職業の特徴や、大学の学部・学科と職業の結び付きについて講義し、生徒の体験を職業観や普段の学校生活と結び付ける指導を実施。

○2年次

- ・**オープンキャンパス**：全員が夏季休業中にオープンキャンパスに参加し、レポートを提出。
- ・**大学レクチャー**：全員が希望する大学教員の講義を選択して聴き、大学・学部学科選択の一助とする。

大学等と企業が連携して行うインターンシップ等の取組

湘北短期大学(短期・長期インターンシップ)

夏・春期休暇中に、短期(1~2週間)(1単位)及び長期(3~4週間)(2単位)プログラムを提供。事前学習授業「インターンシップリテラシー」(1単位)として、事前準備を行う。また、前年度、実習を体験した2年生が「インターンシップアシスタント」として1年生を指導する活動のほか、インターンシップセンターに専任職員のオフィスコーディネーターが常駐し、学生及び受入れ先企業・団体をサポートしている。



企業でのインターンシップ風景【湘北短期大学】

京都産業大学(PBL:Project-Based Learning)

授業科目「企業人と学生のハイブリット」として、企業と大学が協働し、若手社員と学生のハイブリット(Hybrid:混成)による人材育成プログラムを提供する。そこで、企業の若手社員が自ら携わっている職務上の課題を設定し、若手社員1名+学生3名のプロジェクトチームで、課題への対応策を検討、提示する。



グループワーク風景【京都産業大学】

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(事業の趣旨)

平成27年度要求額: 2,390百万円(前年度予算額: 1,679百万円)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

産学官コンソーシアム(分野別)

企業・業界団体等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有し、各職域プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。



【成長分野の例】

「環境・エネルギー」「食・農林水産」「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」
「観光」「IT」「社会基盤」「工業」「経営基盤強化」等

職域プロジェクト

全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

産学官コンソーシアムの方針等を踏まえ、各分野・職域の全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証。

- 環境・エネルギー分野…「建築・土木・設備」「自動車整備」
- クリエイティブ分野…「ファッション」「美容」「アニメ人材」
- 社会基盤分野…「次世代国内インフラ」「インフラ海外展開」
- 食・農林水産分野…「6次産業化プロデューサー」「アグリビジネス」
- 観光分野…「インバウンド」「ツアープランナー」
- 工業分野…「防災都市工学」
- 医療・福祉・健康分野…「介護」「看護」「保育」「食・栄養」
- IT分野…「クラウド」「情報セキュリティ」「スマホ・アプリ」
- 経営基盤強化分野…「企業会計」「記録情報管理」等

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

開発した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域の専修学校・大学等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実証。

36プログラム×3箇所 → 67プログラム×3箇所 等

特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証

後期中等教育段階から高等教育や職業へ継続性のある教育カリキュラムの開発・実証により、円滑な移行を促進。

・後期中等教育段階と高等教育段階の連携による実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証 27箇所 等

中核的専門人材や高度人材の養成、社会人や女性の学び直しを全国的に推進

専門高校における取組

1. 専門高校の課題と対応

・専門高校の生徒に求められる資質・能力の変化

産業の高度化・複合化等に伴い必要な専門知識や技術が変化していることへの対応。

・生徒の進路の多様化への対応

高等教育機関への進学希望者が増加する一方、高卒時点での人材確保を希望する企業も存在するため、多様なニーズへの対応。

・専攻科と高等教育機関との接続

専攻科の修了者が高等教育機関にスムーズに編入学できるよう検討。

2. 国の取組

・高等学校学習指導要領の改訂(平成21年3月告示)

①将来のスペシャリストの育成、②地域産業を担う人材の育成、③人間性豊かな職業人の育成、の3つの観点を基本として、科目の構成や内容を改善。(平成25年度入学生から年次進行で実施)

・全国産業教育フェアの開催

生徒による産業教育に関する成果等の総合的な発表の場を全国規模で提供し、専門高校の教育活動を活性化。

・産業教育施設等への補助

高等学校における産業教育のための実験実習施設等の整備に要する経費を「学校施設環境改善交付金」等により支援。

・スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

専攻科含む5年一貫教育課程の研究や大学等との連携など、先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定し、実践研究を行う。

学校数、在籍生徒数の現状

区分	生徒数(人)	比率(%)	学科数	学校数	
				単独学科	複数学科
合計	3,310,820		6,800	3,566	1,415
普通科	2,398,261	72.4	3,833	2,641	0
職業学科(専門高校)	633,649	19.1	2,046	627	1,379
その他専門学科	105,231	3.2	566	42	0
総合学科	173,679	5.2	355	256	36

職業学科(専門高校)卒業生の進路推移

	H2	H25
大学等進学率(%)	8.3	20.8
専修学校等進学率(%)	15.0	24.1
就職率(%)	74.7	50.5

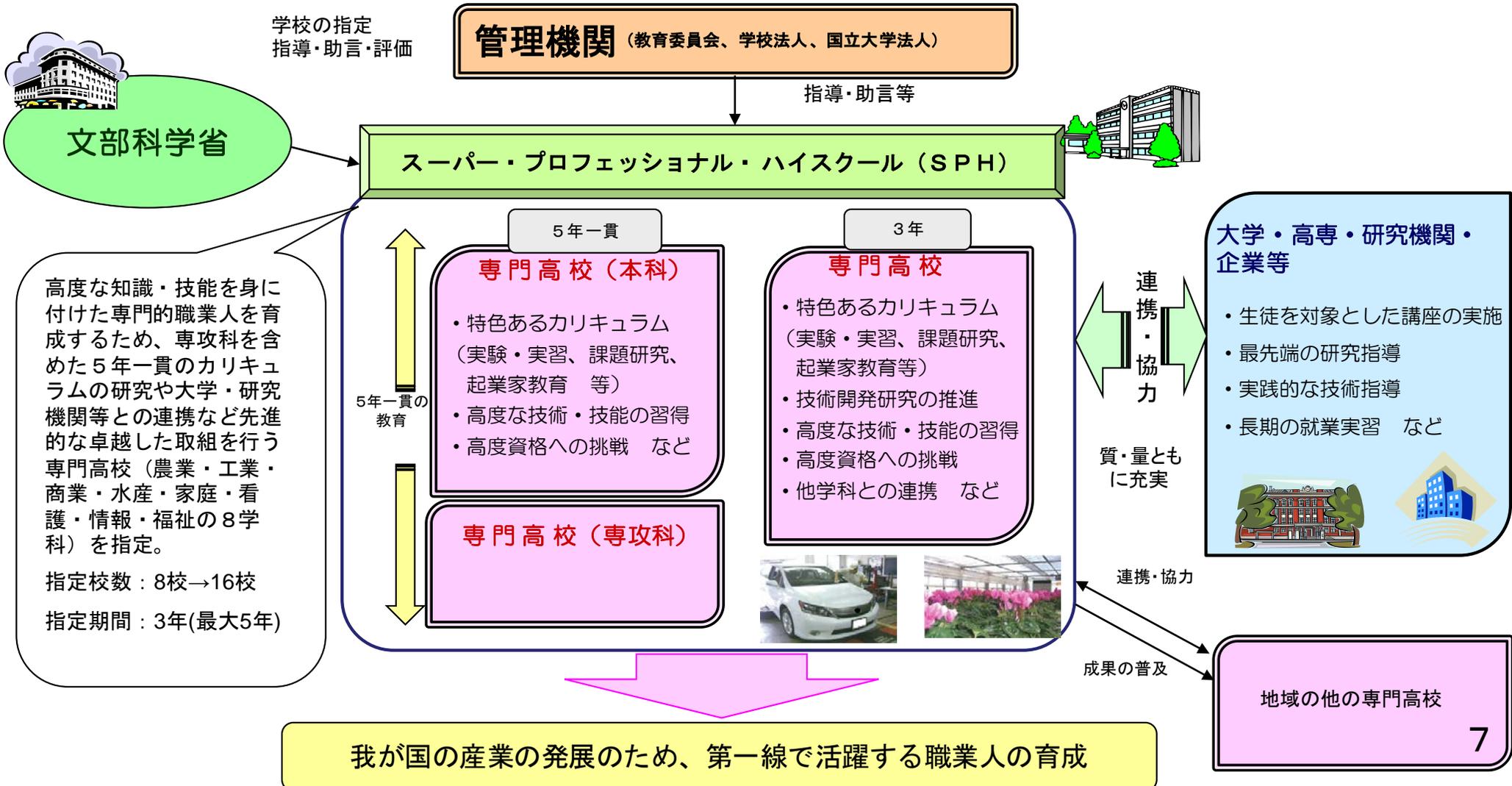
第24回 全国産業教育フェア宮城大会
さんフェア宮城2014
平成26年11月8日・9日



スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）

平成27年度概算要求額155百万円（平成26年度予算額84百万円）

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組をする専門高校（専攻科を含む）を指定。



高等専門学校における取組

1. 高等専門学校の課題と対応

・高等専門学校の教育組織の改編・高度化

- 学科の再編と新分野への展開
- 専攻科の充実



- ・ 高度な専門性の修得とともに、学科を横断する複合領域や幅広い視野の涵養
- ・ 既存の学科を大括り化する等により、産業界のニーズ時代の変化と地域社会の要請に応える新分野コース等の設置

・地域・産業界との連携強化

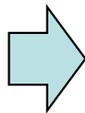
- 実践的教育の推進
- イノベーション支援と技術者再教育
- 理科教育・科学技術理解の増進



- ・ 地域の現実の課題に基礎を置いたPBL(課題設定型学習)
- ・ 長期インターンシップや企業との組織的連携による教育
- ・ 現役・退職技術者の協力を得たキャリア教育、ものづくり技術の継承・発展
- ・ 地域企業との共同研究による実践的技術の開発と技術移転

・国際交流の推進

- 高等専門学校のグローバル化推進
- 高等専門学校の海外展開



- ・ 海外の高等教育機関との包括協定等に基づく技術者教育ネットワークの構築
- ・ 学生の短期・長期の海外インターンシップ、研修・研究プログラム、単位修得プログラム、語学研修や異文化理解プログラムの推進
- ・ 留学生受入れの積極的推進

高等専門学校数、学生数

学校数(校)	57
学生数(人)	54,354
求人倍率(倍)	16.9
就職率(%)	99.4

(平成26年度)



「複合創造実験」の授業【函館高専】



キャリアアップのための機械製図技術習得プログラム【津山高専】

2. 国の取組

(独)国立高等専門学校運営費交付金により、国立高等専門学校の基盤的な経費を措置するとともに、地域・産業界等のニーズを踏まえつつ、実践的・創造的技術者教育の充実・強化やグローバルに活躍する技術者の育成を推進する。

(以下はいずれも平成27年度概算要求額)

- 学科等再編推進経費 2.3億円
- 社会ニーズを踏まえた新分野・領域教育の推進 2.5億円
- グローバルエンジニア育成経費 4.3億円

等

専修学校における取組

1. 専修学校の課題と対応

・専修学校における教育の質の保証・向上

「職業実践専門課程」※の運用等を通じ、専修学校の更なる質の保証・向上を図ることが必要

※「職業実践専門課程」

「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

・多様な学習者の学習ニーズへの対応

社会人等の多様な学習者の学習ニーズに応じた教育プログラム等の提供により、きめ細かく対応していけるよう、教育内容・環境の充実をより一層進めることが必要

・専修学校教育に対する理解増進のための対応

専修学校教育に対する若者や企業等の社会全体の理解を高めていくとともに、専修学校の特色を活かしてその魅力を高めていくことが必要

2. 国の取組

・成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

専修学校、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、社会人、女性、生徒・学生の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システムを構築。(平成27年度概算要求額: 23.9億円)

・職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

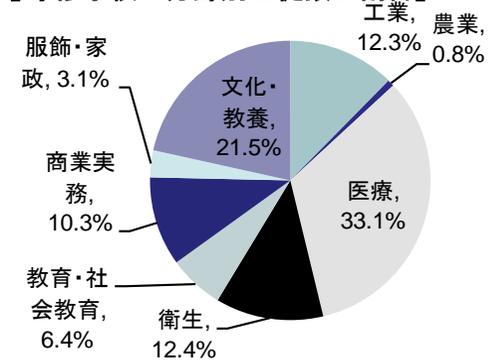
「職業実践専門課程」の認定校を中心として更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウを蓄積し、とりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、専修学校全体の質保証・向上を図る。(平成27年度概算要求額: 3.2億円)

【専修学校の学校数、生徒数】

	高等課程	専門課程	一般課程	合計
学校数(校)	443	2,811	170	3,216※
生徒数(人)	39,359	587,330	33,389	660,078

※学校数の合計は、それぞれの課程の重複を除く
文部科学省「平成25年度学校基本調査」

【専修学校の分野別生徒数の割合】



文部科学省「平成25年度学校基本調査」



「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月:中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月～7月(7月12日に報告書とりまとめ):「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

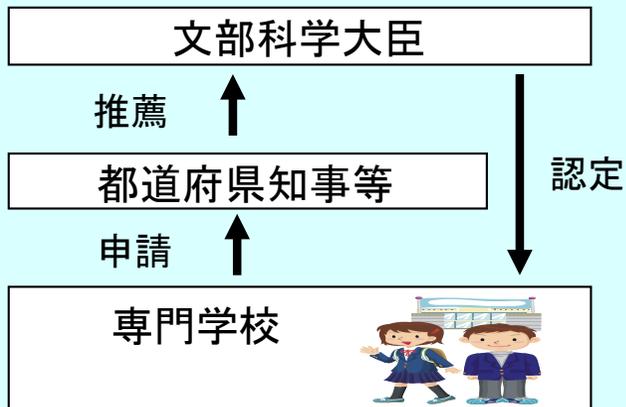
平成25年8月30日:

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日:

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。(470校、1,365学科(平成26年8月29日現在))

認定要件等



【認定要件】

- 修業年限が**2年以上**
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的に実施**
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設。

制度の概要

- (1) 修業年限: 2年(法科大学院は3年)
- (2) 修了要件: 30単位以上(法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本)※論文作成不要
- (3) 教員組織: 必要専任教員中の3割以上(法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上)は実務家教員。
- (4) 教育内容: 理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施。

事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本。

- (5) 学 位: ○○修士(専門職)
(例) 経営管理修士(専門職)、会計修士(専門職) 等

開設状況 (H26) ※

分野	国立		公立		私立		株立		専攻数 合計	大学数 合計
	専攻 数	大学 数	専攻 数	大学 数	専攻 数	大学 数	専攻 数	大学 数		
ビジネス・MOT	12	12	2	2	17	16	2	1	33	31
会計	2	2	1	1	11	11	1	1	15	15
公共政策	5	5	0	0	3	3	0	0	8	8
公衆衛生	3	3	0	0	1	1	0	0	4	4
知的財産	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
臨床心理	2	2	0	0	4	4	0	0	6	6
法科大学院	23	23	2	2	42	42	0	0	67	67
教職大学院	19	19	0	0	6	6	0	0	25	25
その他	1	1	4	3	8	7	1	1	14	12
合計	67	45	9	6	95	68	4	3	175	122

学生の在籍状況 (H25)

	全体	在籍状況		
		国立	公立	私立
学生数	18,776人	6,609人	794人	11,373人
うち、社会人学生数	8,037人	2,481人	368人	5,188人
(割合)	(42.8%)	(37.5%)	(46.3%)	(45.6%)

出典: 文部科学省学校基本調査

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。
※ 学生募集停止中の大学・専攻は除く。

専門職大学院における各分野の状況

分野	概要	修了後の進路の例
ビジネス・MOT	経営戦略、組織行動、ファイナンス、マーケティング、技術・生産管理、情報システム等の科目により、経営分野のリーダーを養成。なお、MOT(技術経営)は、経営に技術的内容を融合した分野。	経営企画・CEO候補者、独立・社内ベンチャー起業者、先端技術戦略・政策立案者、幹部技術者 等
会計	企業や行政機関等の会計並びに監査の担い手として、様々な専門知識や能力、ITへの対応力、論理的かつ倫理的な判断力を備えた会計のプロフェッショナルを養成。修了者は、公認会計士試験の科目が一部免除される。	公認会計士、企業や行政機関等における会計専門家、コンサルタント 等
公共政策	公共政策に関する総合的な能力(課題発見、分析・評価、立案等)を有する人材を育成。各種公務員試験の免除等はない。	国際機関、行政機関等における政策・立案従事者
公衆衛生	健康の保持・増進、疾病の予防等に関して、指導的役割を果たす人材を養成。	公衆衛生行政担当者、企業等の健康管理専門家、病院の医療安全管理者、シンクタンク・NGO等のアナリスト 等
知的財産	知的財産の創造、保護、活用を支える人材を養成。平成20年以降の入学者は、弁理士試験の科目が一部免除される。	弁理士、企業、行政機関等における知財担当 等
臨床心理	人間の心の問題への専門的援助ができる人材を養成。修了者は、(財)日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士資格試験の科目が一部免除される。	企業や教育機関におけるカウンセラー、医療・保健、福祉関係業務従事者 等
法曹養成 (法科大学院)	専ら法曹養成(弁護士、裁判官、検事)のための教育を行うことを目的とした専門職大学院。	弁護士、裁判官、検事、企業・行政機関の法務担当者 等
教員養成 (教職大学院)	教員養成に特化した専門職大学院。実践的な指導力・展開力を備えた新人教員と、スクールリーダー(中核的・指導的な役割を担う教員)の養成。	専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校特別支援学校の教員

※この他にも、情報、原子力、創造技術、組込技術、環境・造園、助産、ファッション・ビジネス、ビューティビジネス、グローバル・コミュニケーション、社会福祉マネジメント、デジタルコンテンツ等、多様な分野がある。

専門職大学院制度と一般の修士制度の比較

学校教育法上の目的

(大学院及び専門職大学院の目的)

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

一般の修士課程との比較

	修士課程	専門職学位課程		
		専門職大学院 (平成15年度～)	法科大学院 (平成16年度～)	教職大学院 (平成20年度～)
修業年限	2年	2年	3年	2年
修了要件	30単位以上 <u>修士論文の作成</u> (<u>研究指導</u>)	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)
専任教員	—	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 ＋研究指導補助教員数		
実務家教員	—	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法	—	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答	①同左 ②少人数教育を基本(法律基本科目は50人が標準)	①同左 ②学校実習及び共通科目を必修
学位	修士(〇〇)	〇〇修士(専門職)	法務博士(専門職)	教職修士(専門職)
認証評価	—	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、 教育の質保証を図る仕組みを担保		